

タクシーご利用の皆様へ

【山梨県A地区】

日頃タクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、消費税率引き上げに伴い、山梨県内のタクシー運賃が改定となり、平成26年4月1日より実施することとなりました。

タクシー業界におきましては、安全輸送とサービス向上により一層の努力をしておりますので、今後ともご利用のほどよろしくお願い申し上げます。

運賃料金表

1. 距離制運賃

(普通車) 初乗運賃	1.8 kmまで	730 円
加算運賃	283mを増すごとに	90 円
(小型車) 初乗運賃	1.8 kmまで	710 円
加算運賃	291mを増すごとに	90 円

2. 時間距離併用運賃 時速 10 km以下で走行した場合

(普通車)	1分45秒ごとに	90 円
(小型車)	1分45秒ごとに	90 円

3. 時間制運賃

(普通車)	30分までごとに	3,450 円
(小型車)	30分までごとに	3,340 円

●新運賃へのメーター改修の期間は、換算表を用いて運賃料金のお支払いをしていただきますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

平成26年4月1日

(一社) 山梨県タクシー協会

TEL 055-262-1212

タクシーご利用の皆様へ

【山梨県B地区】

日頃タクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、消費税率引き上げに伴い、山梨県内のタクシー運賃が改定となり、平成26年4月1日より実施することとなりました。

タクシー業界におきましては、安全輸送とサービス向上により一層の努力をしておりますので、今後ともご利用のほどよろしくお願い申し上げます。

運賃料金表

1. 距離制運賃		
（普通車）初乗運賃	1.8 kmまで	730 円
加算運賃	244mを増すごとに	90 円
2. 時間距離併用運賃	時速 10 km以下で走行した場合	
（普通車）	1分30秒ごとに	90 円
3. 時間制運賃		
（普通車）	30分までごとに	3,450 円

●新運賃へのメーター改修の期間は、換算表を用いて運賃料金のお支払いをしていただきますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

平成26年4月1日

（一社）山梨県タクシー協会

TEL 055-262-1212